

京 都 文 教 短 期 大 学 学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は仏教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、社会生活並びに職業に必要な知識、技能を与え、高い教養と正しい判断力を養い、もって健全にして有能な人材を育成することを目的とする。

(名称及び設置者)

第2条 本学は京都文教短期大学と称し、学校法人京都文教学園によって設置される。

(自己点検及び評価)

第3条 第1条の目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別にこれを定める。

(授業内容及び方法の改善)

第4条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

(学科)

第5条 本学に次の学科及びコースを置く。

学 科	コ ー ス
ライフデザイン総合学科	ライフデザインコース
	栄養士コース
幼児教育学科	

2 前項学科における教育研究及び人材育成の目的は別表第1にこれを定める。

(学生定員)

第6条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	コ ー ス	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	ライフデザインコース	0名	60名
	栄養士コース	0名	40名
幼児教育学科		0名	150名

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、2年とし、在学期間は4年を超えることはできない。

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

第9条 学年は次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より9月30日まで

後学期 10月1日より3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは前・後学期の期間を変更することができる。

3 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたり行うことを原則とする。各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要 があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる 認められる場合は、この限りではない。

(休業日)

第10条 本学の休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 本学の開学記念日（5月25日）
 - (4) 春期休業 3月18日より3月31日まで
 - (5) 夏期休業 7月21日より9月5日まで
 - (6) 冬期休業 12月21日より翌年1月10日まで
- 2 その他学長が必要と認めた時は臨時に休業又は授業を行うことがある。

第2章 教育課程

(教育課程)

第11条 本学の教育課程は、共通科目、専門科目とし、授業科目・単位数は別表第2とする。

- 2 前項に定めるもののほか幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例（以下「特例制度」という。）に基づく特例教科目を置き、授業科目・単位数は別表第3とする。

(教育の方法)

第12条 本学の授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれの併用により行う。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第3章 履修方法及び単位計算基準

(履修方法)

第13条 学生は2年以上在学し、前条の教育課程から下記にしたがって合計62単位を修得しなければならない。

- (1) 共通科目は、3領域（生活といのち、芸術と文化、情報と社会）にわたって計10単位以上
 - (2) 専門科目は36単位以上
- 2 本学が教育上有益と認めるときは、他学科の専門科目を16単位を超えない範囲で修得することができる。

(教育職員免許に要する単位修得)

第14条 教育職員免許状を得ようとするものは、第13条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状に関する詳細は別にこれを定める。

(保育士証に要する単位修得)

第15条 保育士証を得ようとするものは、第13条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 保育士証に関する詳細は別にこれを定める。

(栄養士免許証に要する単位修得)

第16条 栄養士の免許証を得ようとするものは、第13条の規定によるほか、栄養士法同施行規則の定める単位を修得しなければならない。

- 2 栄養士の免許証に関する詳細は別にこれを定める。

(取得できる免許状及び資格)

第17条 本学の各学科において取得できる教育職員免許状等は次のとおりとする。

学 科	コ ー ス	取 得 で き る 教 育 職 員 免 許 状 等
ライフデザイン総合学科	栄養士コース	栄養士免許証
幼児教育学科		幼稚園教諭2種免許状、保育士証

- 2 前項に規定するもの以外に、福祉人材の養成等、社会の貢献に資する資格を開設する。これらの資格取得に関する詳細は別にこれを定める。

(単位計算基準)

第18条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを原則とし、授業の方法に応じ次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、40時間または45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、教育上、特に必要があると教授会が認める場合は、単位の計算方法を変更することができる。また、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第4章 学習の評価及び課程修了の認定

(単位認定)

- 第19条** 科目に対する単位の認定は試験による。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆答・口述・論文・実技・作品提出等によって行う。
- 2 授業時数の3分の1をこえて欠席したものの、所定の授業料、教育充実費その他の学費を未納のものは試験を受けることができない。ただし、特別の事由があるものについては教授会の審議を経て、学長が決定し受験を認めることもある。
- 3 学外実習科目については、別途定められた時間数(日数)を充当しなければ単位認定を受けることはできない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第20条** 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第21条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとし教授会の審議を経て、学長が決定し認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第22条** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(短期大学設置基準(昭和50年文部科学省令第21号)第17条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第20条第2項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせるときは、45単位を超えないものとし、教授会の審議を経て、学長が決定し認定することができる。

(成績)

- 第23条** 学習の評価は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可の場合を合格と認め、所定の単位を与える。

(卒業)

- 第24条** 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

- 第25条** 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第5章 入学・休学・復学・転籍・転入学・退学・転学・留学・除籍及び復籍

(入学の時期)

- 第26条** 本学の入学時期は毎学年始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第27条** 1年次に入学許可すべき者は、次の各号の1に該当する者で、かつ入学試験に合格した者に限る。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業生
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了し

- た者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (8) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第28条 入学志願者は本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 提出の時期・方法・提出すべき書類については別に定める。

(入学者の選考)

第29条 前条の入学志願者には選考試験を行う。

- 2 選考試験については別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第30条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、連帯保証人を定め、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、その住所を入学後1週間以内に届け出なければならない。

(連帯保証人)

第31条 連帯保証人は保護者（保護者なきものはこれに代る親戚その他）とする。

- 2 連帯保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する一切の債務につき、学長が定める上限において連帯して責任を負わねばならない。
- 3 連帯保証人及び学生が転籍、転居又は改印した時はその旨直ちに届け出なければならない。
- 4 連帯保証人が死亡した時、又はその資格を失った時は、新たに連帯保証人を定めて誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第32条 疾病、その他やむを得ない事由により3か月以上授業に出席できない者は、医師の診断書又は詳細に事由を具した連帯保証人連署の休学願を提出して学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修業することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある時は、学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は第7条の在学期間には算入しない。
- 4 休学期間に履修登録している授業科目は全て取り消す。

(復学)

第34条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転籍)

第35条 入学を許可された学科に在籍する学生がその他の学科へ転籍を志願したときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

- 2 転籍に関する必要な事項は、別にこれを定める。

(転入学)

第36条 他の学校から転入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考の上入学を許可することがある。

(退学)

第37条 疾病、その他やむを得ない事由により退学、転学しようとする時は、その事由を具し、連帯保証人連署の上退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第38条 退学者で連帯保証人連署の再入学願を提出する時は、試験を行い、あるいは詮議の上、原級以下に入学を許可することがある。

- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第39条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める在学期間に含まれることができる。

(除 籍)

第40条 次の各号の1に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、教育充実費その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (2) 第7条に定める在学期間を超えた者。
- (3) 第33条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者。
- (4) 2年以上にわたり行方不明の者。

(復 籍)

第41条 前条第1号により除籍された者が、所定の納付金を納入した場合は、教授会の審議を経て、学長が復籍を認めることができる。

第6章 入学検定料・入学金・授業料・教育充実費

(入学検定料等の金額)

第42条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円	併願出願料	10,000円 (1併願につき)
入 学 金	200,000円		
授 業 料(年額)	740,000円		
教育充実費(年額)	390,000円		

- 2 Web出願による入学検定料及び併願出願料は半額とする。
- 3 第1項にかかわらず京都文教高等学校からの入学生は入学金を免除することができる。
- 4 本学園の建学の精神に深く賛同する者で、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、ファミリー制度の適用を受け、第1項にかかわらず入学金のうち、30,000円を減免することができる。ただし、第3項と重複する入学生においては、第3項のみを優先して適用するものとする。
 - (1) 3親等以内に本学園設置校(園)の卒業(園)生がいること
 - (2) 兄弟姉妹が本学園設置校(園)に在籍していること
- 5 社会人入学選抜制度による入学者の入学金、授業料、教育充実費の金額は、社会人の再雇用・経済的支援を目的として、別表第6のとおりとする。

(授業料等の分納)

第43条 授業料、教育充実費は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、学長において経済的に修学困難等で必要と認められる時は、これを分納、あるいは延納させることができる。

前 期	4月中
後 期	10月中

(休学者の授業料等)

第44条 休学を許可され又は命ぜられた者の授業料、教育充実費は原則免除する。ただし、別に定める学籍料を納付しなければならない。

(退学等の場合の授業料)

第45条 退学し、又は退学を命ぜられた者も当該学期の授業料、教育充実費その他の学費を納入しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、停学中といえども、当該学期の授業料、教育充実費その他の学費を納入しなければならない。
- 3 除籍された者も当該学期の授業料、教育充実費その他の学費を納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第46条 既納の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費その他の納付金はその理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

ただし、入学手続時における入学金以外の取扱いについては、別に定める。

(授業料等の減免)

第47条 教授会の審議を経て、学長は必要と認めた者については、別に定められた規程により授業料、教育充実費その他の学費を減免することがある。

第7章 教職員組織及び職務

(教職員組織)

第48条 本学に学長・事務局長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・その他必要な職員を置く。
2 学長は必要あるときは、副学長を置くことができる。

(教職員の職務)

第49条 教職員職務に関する事項は次のとおりとする。
(1) 学長は校務を掌り、所属職員を統督する。
(2) 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
(3) 事務局長は本学の管理・運営を掌り、所属職員を統督する。
(4) 教授は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
(5) 准教授は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
(6) 講師は教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
(7) 助教は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
(8) 助手は教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
(9) 事務職員は学内の事務の処理に従事する。

第8章 教授会

(教授会)

第50条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。教授会には必要あるときは准教授その他の職員を加えることができる。
2 学長は教授会を召集し、その議長となる。
3 学長事故あるときは、予め学長の指名した者が議長となる。
4 教授会に関し必要な事項は別に定める。

(教授会の審議事項)

第51条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議をするものとする。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

第9章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を付設する。
2 図書館に関する規定は別にこれを定める。

第10章 専攻科

(専攻及び学生定員)

第53条 本学に専攻科を置き、学生定員は次のとおりとする。

専攻	学生定員
家政学専攻	30名
児童教育学専攻	30名

(修業年限)

第54条 専攻科の修業年限は1か年とする。ただし、在学年数は、2年を超えることができない。

(教育課程)

第55条 専攻科の教育課程は、別表第5のとおりとする。

(履修方法)

第56条 専攻科の学生は、前条で定めた授業科目の中から、30単位履修しなければならない。

(修了の認定)

第57条 専攻科に1か年以上在学し、前条に規定する単位を修得したものは、教授会の審議を経て、学長が修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学資格)

第58条 専攻科に入学できる者は、次の各号の1に該当する者で、かつ教授会の審議を経て、学長が入学を承認したものの。

- (1) 短期大学を卒業したもの
- (2) 本学において、短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めたもの

(入学検定料等)

第59条 専攻科の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入 学 金	100,000円
授 業 料(年額)	790,000円
教育充実費(年額)	240,000円

(授業料等の分納)

第60条 授業料、教育充実費は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、学長において必要と認められる時は、これを分納、あるいは延納させることができる。

前 期	4月中
後 期	10月中

第61条 この章に定めるもののほか専攻科については他の章を準用する。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第62条 本学の教育課程中、本学が定めた数科目につき履修を志願する者があるときは、相当の学力ありと認められた者に対し、支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長が決定しこれを許可する。ただし、第11条第2項の履修を志願する者は、特例制度に基づく要件を満たす者とする。

- 2 科目等履修生として履修した科目について試験の上単位を与えることができる。
- 3 この章において規定するもののほか科目等履修生について必要な事項は別に定める。
- 4 この章において規定するもののほか科目等履修生については他の規程を準用する。

第12章 生涯学習等

(生涯学習等)

第63条 文化の振興及び地域社会の発展に寄与するため次の事業を行う。

- (1) 公開講座
- (2) 生涯学習に資する事業
- (3) 大学コンソーシアム京都が提供する講座の受講生(以下聴講生という)の受入に関する事業
ただし、聴講生に関する事項は別に定める。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第64条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第14章 健康管理センター

(健康管理センター)

第65条 本学の教職員、学生の保健医療のため健康管理センターを設ける。

2 健康管理センターに関する事項は別にこれを定める。

第15章 研究所

(研究所)

第66条 本学に京都文教短期大学学術研究所を置くことができる。

2 京都文教短期大学学術研究所に関する事項は別に定める。

第16章 賞 罰

(表彰)

第67条 次の各項の1に該当する者に対して教授会の審議を経て、学長が決定し賞することができる。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者

(懲戒)

第68条 本学の学則・規則に違反し又は学生の本分にもとる行為のあった者はその軽重に従い、教授会の審議を経て、学長が決定し懲戒することができる。

2 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

(懲戒の種類)

第69条 懲戒は次の3種とする。

- (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
- 2 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第17章 学則の改廃

(学則の改廃)

第70条 この学則を改廃しようとするときは、教授会の審議を経て、学長の意向を受けて理事会の議決により行う。